

議案第 17 号

羽生市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

羽生市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 市が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 24 号。以下「埼玉県広域連合条例」という。）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 前項に規定する納期により<u>難い</u>被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、<u>当該被保険者及び連帯納付義務者</u>（法第 108 条第 2 項及び第 3 項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に対し、その納期を通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(保険料の徴収金額の通知)</p> <p>第 4 条 保険料の徴収金額を定めたと</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 <u>羽生市</u>が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 24 号。以下「埼玉県広域連合条例」という。）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 前項に規定する納期により<u>がたい</u>被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は<u>当該被保険者及び連帯納付義務者</u>（法第 108 条第 2 項及び第 3 項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に対し、その納期を通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(保険料の徴収金額の通知)</p> <p>第 4 条 保険料の徴収金額を定めたと</p>

きは、市長は、速やかに、定めた徴収金額を被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により当該徴収金額を被保険者に通知することができないときは、連帯納付義務者に通知するものとする。

(保険料徴収に係る事務)

第6条 保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、埼玉県広域連合条例に規定された事項に付随する次に掲げる事務は、市が行うものとする。

(1)～(8) (略)

(保険料を徴収すべき被保険者)

第7条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。

(1) 市内に住所を有する被保険者

(2) 法第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際、市内に住所を有していた被保

きは、市長は、速やかに、定めた徴収金額を被保険者に通知しなければならない。また、その額に変更があったときも同様とする。ただし、やむを得ない理由により当該徴収金額を被保険者に通知することができないときは、連帯納付義務者に通知するものとする。

(保険料徴収に係る事務)

第6条 保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、埼玉県広域連合条例に規定された事項に付随する次の各号に掲げる事務は、羽生市において行うものとする。

(1)～(8) (略)

(保険料を徴収すべき被保険者)

第7条 羽生市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。

(1) 羽生市に住所を有する被保険者

(2) 法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際、羽生市に住所を有していた被保険者

険者

(3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、市内に住所を有していた被保険者

(4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、市内に住所を有していた被保険者

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

(罰則)

第8条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第9条 市は、偽りその他不正な行為により保険料その他法第4章の規定

(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、羽生市に住所を有していた被保険者

(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、羽生市に住所を有していた被保険者

(罰則)

第8条 羽生市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第9条 羽生市は、偽りその他不正な行為により保険料その他法第4章の

による徴収金（市が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

附 則

（延滞金の割合の特例）

第2条 （略）

規定による徴収金（羽生市が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

附 則

（平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例）

第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第2条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月1日から同月31日まで

第2期 11月1日から同月30日まで

第3期 1月1日から同月31日まで

第4期 2月1日から同月末日まで

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第2条第2項の規定を適用する場合には、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」と読み替えるものとする。

（延滞金の割合の特例）

第3条 （略）

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月26日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明